

主婦連発第 15-114 号  
2015 年 9 月 18 日

**安全保障関連法の強行採決は断じて許せません 廃案を求めます！**

主婦連合会 会長  
有田 芳子

現安倍政権以前の内閣法制局は、「憲法第 9 条の元において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどめるべきものである」としてきました。また、「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」とし、歴代の首相や閣僚もこれに従ってきました。

現安倍政権は、昨年 7 月 1 日「集団的自衛権の行使は憲法上許される」と閣議決定をし、その決定に基づき安全保障関連法の成立をめざしています。しかし、多数の憲法学者そして国民は、その閣議決定に基づいた今回の安全保障関連法制は、憲法解釈についての法的安定性を損なうものであり、憲法違反であるとして、国会議事堂前の連日の抗議行動を行なっているのです。

今、日本の立憲主義、民主主義は危機に瀕しています。

安全保障関連法の強行採決は、主権者国民の声を無視した、法治国家とは言いがたい暴挙です。

ただちに廃案を求めます。

以上